

ひたちなか市が発注する建設工事における情報共有システム実施要領（土木工事編）

（目的）

第1条 この要領は、建設現場における生産性の向上を推進するための取組みの一環として、ひたちなか市が発注する建設工事（営繕工事を除く）において情報共有システムを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 実施要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（1）情報共有システム

I C T（情報通信技術）を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、本市ではA S P（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1 「A S P方式」とは、インターネット経由でアプリケーションを提供する方式をいう。

（2）受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任（監理）技術者などの関係者も各種工事情報の共有が可能である。

（3）発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員（総括監督員、主任監督員、監督員）を主に指す。なお、検査員や発注担当職員等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

（4）工事帳票

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書で定義する「書面」を指す。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の押印・署名と同等の記録が各工事帳票に記録される必要がある。

（情報共有システムの対象工事）

第3条 ひたちなか市の発注する建設工事（営繕工事を除く）は、次の各号のいずれかの方式により発注する工事とする。

（1）発注者指定型

・発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。

（2）受注者希望型

・発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。

（情報共有システムの機能要件）

第4条 使用する情報共有システムは、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」（以下「機能要件」という）を満たすものから受発注者協議により決定する。

ただし、国土交通省 HP の最新の「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」により、必須機能の対応を確認済みのシステムについては、受発注者協議を省略できる。

2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに安定した利用可能環境を用意するものとする。

(対象とする工事帳票)

第5条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。別紙1の取り扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。

なお、ひたちなか市様式が定められている工事帳票がシステムで作成できない場合は、国土交通省が定める様式を準用することとする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことができるものとする。

(セキュリティ関係)

第7条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- (1) ID・パスワードの管理の徹底
- (2) ウィルス対策の徹底
- (3) 個人情報等機密情報の管理徹底
- (4) 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票は電子データでの工事完成（中間）検査の実施を基本とする。

(情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品)

第9条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD-R等）で納品する。なお、紙媒体での納品は原則として行わないこと。

(情報共有システム利用に係る経費)

第10条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び利用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。（積算基準及び標準歩掛 2-7 技術管理費）

(その他)

第11条 本要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による一般競争入札に係る公告をし、第167条の12第1項の規定による指名競争入札に係る通知をし、又はひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）第141条第1項の規定による随意契約に係る見積書の徴取を通知する建設工事から適用する。

（参考）特記仕様書の記載例

要領第3条1項（1）の規定により発注する工事（発注者指定型の工事）

第〇〇条 情報共有システム対象工事

- 1 この工事は、ひたちなか市が発注する建設工事における情報共有システム実施要領（令和8年4月）（以下、「要領」）第3条第1項（1）に基づく情報共有システムの対象工事である。
- 2 実施にあたっては「要領」に基づくものとする。この「要領」は、ひたちなか市総務部契約検査課のホームページから入手できる。
- 3 活用する情報共有システムは、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」（以下「機能要件」という）を満たすものから受発注者協議により決定する。
ただし、国土交通省HPの最新の「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」により、必須機能の対応を確認済みのシステムについては、受発注者協議を省略できる。
- 4 情報共有システムで対象とする工事帳票は、「要領」別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。なお、別紙1の取扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。
- 5 やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により対象工事から除外すことができる。

要領第3条1項（2）の規定により発注する工事（受注者希望型の工事）

第〇〇条 情報共有システム対象工事

- 1 この工事は、ひたちなか市が発注する建設工事における情報共有システム実施要領（令和8年4月）（以下、「要領」）第3条第1項（2）に基づく情報共有システムの対象工事である。
- 2 情報共有システムの活用は、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定する。
- 3 実施にあたっては「要領」に基づくものとする。この「要領」は、ひたちなか市総務部契約検査課のホームページから入手できる。
- 4 活用する情報共有システムは、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」（以下「機能要件」という）を満たすものから受発注者協議により決定する。
ただし、国土交通省HPの最新の「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」により、必須機能の対応を確認済みのシステムについては、受発注者協議を省略できる。
- 5 情報共有システムで対象とする工事帳票は、「要領」別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。なお、別紙1の取扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。
- 6 やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により対象工事から除外すことができる。